# 学生による憲法の授業案開発

# 一教育学研究科の授業実践より 一

上 田 理恵子\*1·黒 岩 義 史\*2

Developing a teaching plan about the Constitution of Japan: From a Seminar of the Graduate Course of Education

Rieko UEDA and Yoshifumi Kuroiwa

#### はじめに

本報告は、平成29年度前期に実施した教育学研究 科社会系教育専修社会科教育コース教科内容学特論 (法律学)の実践報告である。近く終了が予定され ている教育学研究科での授業実践を記録しておくこ とで、今後、教科専門あるいは教科内容学の授業の あり方について、課題と対策を考えるてがかりとし ない

そのため、1では、担当教員から授業の実施要領と状況を述べ、2と3では、既存の教材に対する受講生の所見と指導案を紹介する。

あらかじめおことわりしておくが、指導案作成に あたって担当教員は、受講生に対して材料を提供し ていない、資料の所在について、尋ねられれば示唆 はしたが、選択はあくまで受講生に任せた、また、 受講生に対して複数の見解を呈示したが、その結果、 受講生が採用した立場は尊重している。

#### 1. 授業全体の実施要領およびコメント

本報告の対象科目は教科内容学特論(法律学),選 択科目である. その受講者である共著者は,社会科 教育学の指導教員のもと,主権者教育を研究テーマ とする.

シラバス上は担当教員の専門分野である西洋法制 史を概観できる文献講読を予定していた.しかし, 今年度は共著者のみの受講となったため,予定を大 幅に変更し,受講者と相談しながら,課題を進めて いくこととした.

また、法律学演習受講生をはじめ、適宜、学部生の特別参加、他学科との合同授業の機会を設けた.

全15回の授業で扱った内容は、大別して(1)文献講

読および関連するDVD視聴と講評,(2)移動教室,これに適宜,受講生からの自由報告や他学科とのジョイントゼミが入った.

# (1) 文献講読・視聴覚教材 講読文献は以下の3点である.

- ① 芦部信喜(2015)『憲法 第六版』岩波書店
- ② 法教育推進協議会 (2005) 『はじめての法教育 Q&A』 ぎょうせい
- ③ 近藤孝弘(2005)『ドイツの政治教育』岩波書店
- ①は、最もよく知られた憲法の基本書である.学 部当時に受講した日本国憲法の復習もかねて部分講 読した.
- ②は、法務省のプロジェクトチームにより作成された中学生向けの4つのテーマすなわち「ルールづくり」「憲法の意義」「私法と消費者保護」「司法」に関する授業実践の刊行本である、授業を撮影した付属のDVDも視聴し、講評した.1
- ③はドイツの高等学校で実施されている「政治教育」の取り組みを取材し論じている。ナチズムの過去に対する反省から、民主主義の本質的な一部として発達してきたのが政治教育である。日本で主権者教育を考えるにあたって、比較あるいは参考となる点が少なくないのではないか、と選んでみた。ドイツの教育では、ボイテルスバッハ合意(1976年)という、教師の「政治的中立性」を維持する方針が知られている。同書は、これについても詳しい点に注目した。関連して「明るい選挙推進協議会」の広報誌等も確認した。2

なお、③に合わせて3種類の映画『愛を読む人』 (原題"The Reader"、2008年、ドイツ・アメリカ合作)<sup>3</sup>、『私は貝になりたい』(2009年、日本)、『顔のないヒトラーたち』(原題"Im Labyrinth des Schweigens"、2014年、ドイツ)について、「普通の人たちの犯罪」という言説、裁判の意義について議

<sup>\*1</sup> 熊本大学教育学部教授

<sup>\*2</sup> 熊本大学教育学研究科

論を試みた. 前者2作は、権力に翻弄される「普通の人々」の悲劇性が前面に出ているのに対して、最後の作品は、「アウシュビッツ」を風化させないために、政治的圧力に逆らう検察官たちの闘いを描いていたからである.

#### (2) 移動教室・その他

実施先は菊池恵楓園歴史資料館, 熊本県弁護士会 法教育委員会, 法と教育学会参加である.

菊池恵楓園は、平成29年で創立108年を迎えるハンセン病の国立療養所である。今年、本学の学生による菊池事件の企画展ハンセン病問題を考える契機となるとともに、同じ大学の学生による企画展を見学することで、内容や作業について等身大の目線から考えられることがあるのではないか、というのが教員のねらいであった。

熊本県弁護士会法教育委員会はこの時期,恒例の 法教育セミナーの準備作業をしておられる.小学生 部会と中学生部会とに分かれ,今年のテーマは,前 者は憲法31条の適正手続,後者はADRを扱われた. 制作会議に立ち会い,企画の意図や活動についてインタビューし,教育現場と法実務家との連携方法を 考えるのが趣旨である.学部の授業でも類似する実 施内容はあるが,教員免許をすでに取得し,現場に 近づいたレベルからの見解を知りたいと思った.菊 池恵楓園見学と同様,学部学生らとともに複数名で 実施した.

今年度はさらに、教員のかわりに法と教育学会第8回学術大会4に参加させ、学んできたことを報告してもらうこととした。本学会へは、担当教員が例年参加しているものの、実際にこれから教育現場で活躍する皆さんこそ、さまざまな人々や実践例に触れて、よい刺激を受けて欲しいと考えてきた。

加えて、特別支援学校高等部における主権者教育 について教材開発を検討中の学生と、情報交流会を 実施した.これに先立ち、成年被後見人選挙権確認 訴訟<sup>5</sup> の確認も行った.

#### (3) 実施状況に関するコメント

文献講読,映画視聴,資料館見学については,時間や空間の隔たりに制限され,新たな知見を得られる利点がある一方,実感が伴いにくいという側面もみられた.

これに対して、同じ文献でも教材例を検討すること、法実務家との対話、同じ立場の学生同士に自分の研究について語ること、少し遠いが学会場へ出向くことは、刺激を受けるだけではなく、主体的な学びにつながった、という手ごたえを得た.

# 2. 法務省教材小単元「憲法の意義」の検討

今回の実践報告は、法教育推進協議会が2005年に出した『はじめての法教育Q&A』の第3章「憲法の意義」(3時間構成、中学3年生対象)の指導案に依拠している。この章では、その指導案を検討した結果得られた評価点と改善点を説明したい。

まず評価点は2点あると考える. 1点目は,憲法改正の気運が全体として高まっている中,立憲主義という憲法の大前提となる原則を学び,政権担当者が勝手に変えてはならないという考え方があることを示していることである. 2点目は,日本国憲法という生徒にとって身近では無い内容を,自分たちの意思で決めてよいこと,決めてはならないことという判断基準を中心に,それぞれ決定する項目の是非を考えさせながら,憲法の根本原則まで言及していることである. 生徒の身近な話題から入ることである. 生徒の身近な話題から入ることでもを実えたとである. 生徒の異味や関心,学ぶ意欲を高めることができると考えた.

次に課題点であるが、4点あると考える. 2時間 目と3時間目の間が唐突で、いきなり憲法の定義を 考えさせている. 1点目はせっかく身近な問題から 入っているのに、急に憲法の単元となり、前回まで の授業の流れが切れてしまっていることである。ま た2点目は憲法が絶対であるかのように、変えては ならないところにしか限定して授業をしていないこ とである. 憲法にもつくられた当時と異なる国際情 勢や国内環境の変化による問題点があり、改善すべ きところは国民全体が発議して参加して変えていく べきであることを主張すべきであると考える。この 授業だと、無批判に憲法を受容する可能性があり、 つくられた法の中でどう生きていくかに終始し, ルールを変えるという発想にまで至らないのではな いかと考えた. 3点目は現実の社会問題と関わりが ないため、実際の社会と結び付けることができず、 授業だけの知識習得になり、実践性が欠如している ことである. 現実の社会問題である憲法改正の話題 に触れることで、変えてはならない原則が浮き彫り になり学びやすいのではないかと考えた。4点目は 日本国憲法の三大原則が、1時間目と2時間目の流 れを踏まえると、国民の意思で変えることができな い原則があるような印象を受ける可能性があること である. 日本国憲法の三大原則は絶対的なものでは ないため、国家権力を制限するためのものであるこ とを提示した方がいいのではないかと考えた.

検討で明らかになった課題を踏まえて、提案を2 点述べたい、1点目は、憲法を無批判に受容する主 権者ではなく、憲法を吟味し、本当に憲法に問題点が無いのかを考え、問題があるのならば改善していこうとする公民的資質を育てることを授業のねらいに置くことである。授業のねらいを憲法の内容を理解するだけにとどまらず、憲法の存在意義を理解させた上で、憲法自体の問題点を考えさせることによって、憲法を批判的に吟味し、考察することで、より主体的な主権者を育成できるのではないかと考えた。

2点目は、現在論争となっている憲法改正論議を扱うことで、立憲主義の理解につなげることである。『はじめての法教育Q&A』の評価すべき点として、日本国憲法の重要な理念である三大原則を、生徒にとって身近な問題に引き付けながら、国民の意思で決めてはならないことという枠組みで扱いながら分かりやすい授業展開となっていた。その点をさらに活かすために、憲法の改正が議論になっている今だからこそ、憲法の中での重要な原則を学ぶよい機会になるのではないかと考えた。

## 3. 小単元「憲法の意義」(4時間構成)

#### (1) 概要

以上の提案にもとづき, 文末表の指導案を作成した. 以下では, これについて述べる.

まず具体的には、「憲法の意義」の指導案を3時間構成から4時間構成にし、1、2時間目はそのままで3時間目に憲法の意義を確認した後、4時間目に憲法改正論議を扱うこととした。また、現代社会への活用を含むため、対象学年を中学3年生から、2年後に選挙権年齢を迎える高校1年生に変更した。

なお、法律学の専門家ではないため、憲法に対する知識や概念が不足している点もあると思うが、筆者の専門である社会科教育学の視点から、「国家・社会の形成者」を育てるという社会科の教科目標を授業の目標として捉えなおして授業を考えた。また、提案する授業で扱う憲法改正論議は、大きな論点となっている憲法9条について考える時に、安全保障の視点も含まれるため、問題が複雑となり、憲法だけではなく安全保障も扱うことになる。そのため4時間目の憲法改正については、考える契機を与えるというところに着地点をおき、授業を構成した。

さらに補足として、この授業の重要な概念となる 立憲主義の意味について説明したい。本報告の中で は、立憲主義とは政府や政権担当者が憲法を勝手に 変えてはいけないということであり、国民の意思を 問うべきであるという考え方であると定義している。 憲法を守るのは国民ではなく、政府であるという点 が重要で、国民が憲法をつくったと見なしているため、日本国憲法は国民の意思で変えることができるという点も抑えたい。立憲主義に関しては、吉田 (2017) を主に参考とした。

#### (2) 授業のねらいとなる主発問の設定とその理由

3時間目の授業のねらいとなる主発問は「なぜ憲法は法律よりも簡単に変えることができないのだろうか.」とし、その答えとして「人権が国家権力に侵害された歴史があり、国家権力が人権を侵害することのないよう永久不可侵の権利として定めたため、憲法で国家権力を制限し、簡単に変えることができないようにしたから.」と定めた。主発問の設定理由としては、憲法改正と法律制定の条文を比較・検討することにより、日本国憲法が硬性憲法であることに着目させた上で、その理由を追求することによって、憲法の内容だけではなく、憲法の存在意義と民主主義の中での役割を考え、深めることができると考えたからである.

3時間目の授業のねらいとなる主発問は「日本国憲法のどこが問題点として議論されているのだろうか.」とし、その答えとして「憲法9条が現状の国際情勢に合っていないことや自衛隊の合憲性が不明確であること、「新しい人権」と呼ばれる規定が憲法にないこと、憲法改正の基準が厳しすぎることなどの意見があり、有識者の中でも意見が分かれ、議論が現在もなされている.」と定めた。主発問の設定理由としては、立憲主義を説明して理解させた上で、そもそも日本国憲法の全てが正しいのかを検討することを通して、日本国憲法を完全なものとして絶対視するのではなく、問題点があることを踏まえた批判的な見方・考え方を育成できると考えたからである.

#### (3) 授業資料の要約と選定理由

授業者としての政治的中立性に配慮し、異なる立場から文献を選定した。以下では特に授業資料②~ ⑤に関して、その理由を説明したい。文献名・番号は文末表の〈授業資料〉参照。

②に関しては、憲法の改正を主張する人の理由を 生徒に提示するために、憲法改正を強く主張してい る自民党の保岡興治氏の見解を扱った. 記事の要約 としては、保岡氏が「自衛隊の権限拡大につながる のではないか」という質問に対して、「自衛隊は合憲 ということだけは明確にし、憲法で許される自衛権 行使の範囲などについては今後も議論すべきであ る」と答えているものである. この記事を用いて、 自衛隊の合憲性を必要とするために憲法の改正を行 いたいと思っていることを生徒に理解させたいと考えた. 記事は新聞に載っている全文を, 分けたグループの一部に読解させたい.

③に関しては、同じ憲法の改正を主張する中でも 国際情勢を踏まえた理由を述べている記事を抜粋し、 自衛隊の合憲について以外にも国際情勢の変化が理 由にあることを生徒に理解させるために扱った. 記 事の要約としては、元防衛省の森本敏氏が9条の改 正以前に前文に触れるべきであると主張しており、 「(日本国民は) 平和を愛する諸国民の公正と信義に 信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意 した」とある前文に対して、国際社会の現実を無視 した70年前の理想主義であると批判し、核・ミサイ ル開発などで安全が確保できない中で、周辺国を信 頼するリスクは負うことができないと述べている内 容である. この記事も②と同様に、新聞に載ってい る全文を、分けたグループの一部に読解させたい.

④に関しては、政治的中立性を確保するために別の新聞記事を検討したが、生徒に理解しやすい記事が少なかったため、法学館憲法研究所のサイトから憲法改正に対しての内容を一部抜粋した。この内容は、憲法の主体は国民であるため、国民から憲法の改正を訴えるべきであり、内閣総理大臣が積極的に憲法の改正を発議すべきではないという主旨である。そのため、憲法の改正に反対の意見を主張する人がどんな意見をもって反対と述べているのかを生徒が理解するのに適していると考え、資料として扱うことにした、授業においては、意見の主旨をまとめた文章を教師が文書で生徒に提示する形式で、分けたグループの一部に読解させたい。

⑤に関しては、④と同様の理由で田村(2007)の 意見を参考にした. 主旨を説明すると, 近隣に危な い国があるから自衛力を持つという論理は、「やら れる前にやってしまえ | とか 「やられたらやり返す | といった幼稚なケンカと同じ考え方であり、軍備を 拡大する以上に「暴力を止めましょう」と堂々と言 えるように、非武装平和主義を実現するべく努力し 続けることであるという意見である. 当然他国から 攻撃されても無抵抗でいることだから、国が滅びて もいいという勇気が必要であるが、それ以上に9条 を残すことが重要であると述べている. さらに憲法 9条が軍隊を持ち、海外で使いたいと思ってきた国 家権力を制限してきた実績をより広めるべきである と主張している. 授業においては、④と同様に、意 見の主旨をまとめた文章を教師が生徒に文書で提示 する形式で、分けたグループの一部に読解させたい.

## おわりに

以上,教科内容学特論(法律学)の授業内容,作成された学習指導案およびその所見を紹介した.受講生の感想としては,政治学,憲法学の専門分野の知見および考察を深めたい気持ちが強くなった,とのことである.そのため,法学部の授業聴講にも意欲を見せている.

制度が改められるなら、従来よりも、学び手にとってよりよい制度に、ひいては、より良質の教員を輩出するための改編になってほしいと教員も学生も願っている。

- 教材はいずれも法務省のサイトよりダウンロード可能.
   http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\_000
   37.html. 2017年10月5日最終閲覧.
- 2 明るい選挙推進協議会についてはhttp://www.akaruisenkyo.or.jp/2017年10月5日最終閲覧
- 3 シュリンク, B./松永美穂訳 (2003) 『朗読者』 (新潮文庫) の映画化. これについて, 教員免許状更新講習で紹介したところ, 教員諸氏に好評であった点につき上田 (2015) 「教員免許状更新講習で法の歴史について考える」 『教育実践研究』 第32号, pp. 145-150.
- 4 2017年9月3日(日)一橋大学にて開催. 学会情報は http://gakkai.houkyouiku.jp/2017年10月5日最終閲覧
- 5 東京地判平成25年3月14日判時2178号3頁.

## 2および3で使用した参考文献

- ・菊池八穂子・橋本康弘 (2017)「初等社会科法関連教育の授業開発 ―憲法学習の改善を目指して―」『名古屋学院大学教職センター年報』創刊号 pp77-87
- ・田村理(2007)『国家は僕らをまもらない 愛と自由の憲 法論』朝日新書
- ・橋本康弘・藤井剛 (2017) 『授業LIVE 18歳からの政治参加―アクティブ・ラーニングで学ぶ主権者教育"授業事例集"』清水書院
- ・樋口陽一(2013)『五訂 憲法入門』勁草書房
- ・樋口陽一 (2006)『「日本国憲法」まっとうに議論するため に』みすず書房
- ・百田尚樹 (2017) 『カエルの楽園』 新潮文庫
- ・吉田俊弘 (2017)「憲法教育と高大接続 一立憲主義と憲 法尊重擁護義務を中心に一」『大正大学教育開発推進セン ター年報』第2号 pp34-46

# 表 指導案

# 3 時間目

	学習内容	教師の指示や発問	生徒に習得させたい知識
導入	MQ の提示	<ul> <li>・前回の学習で、決めてはならないことには様々なことがあったことが分かった。しかし現在、ある法に関して改正しようという動きが高まっている。その法とは何か。</li> <li>・憲法を改正しようと思えば、どんな条件が必要か。</li> </ul>	・日本国憲法  ・各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民投票において過半数の賛成を取ること。(憲法 96条) ・両議院の出席議員の過半数を取ること。(憲法 56条)
		なぜ日本国憲法は法律よりも簡単	に変えることができないのだろうか。
展開 1	三大原則と 統治機構の 理解	・まず、資料 1 についてみてみよう。日本国憲法は主に第 3 章を境に 2 つに分けることができる。その 2 つに分けることのできる理由を考えよう。 ※単に「三大原則と統治機構」という理解ではなく、なぜ三大原則と統治機構がそれぞれ書かれているのかも考えさせる。 ・条文を 2 つに分けることのできる理由を	・以下のようになる。     憲法の条文 理由     第一章~第三章 三大原則     政権担当者が勝手に変     えることができない根     本原則が書かれている     から     第四章~第十一章 統治機構     権力が集中しないため     の三権分立を基本とす     る政治の仕組みが書か れているから ・国家権力、政権担当者
展	 最高法規	踏まえ、憲法は誰を縛るために定められ ているだろうか。 ・なぜ、国家権力を縛るための憲法が定められて	・基本的人権は、国家権力により人権が侵害されてき
開 2	PK IFITA M	いるのだろうか。その理由を資料 2 から考えよう。  ・「人類の多年にわたる自由の獲得の努力」や、「過去の幾多の試練」とあるが、具体的に人権が政府に侵害された歴史にはどんなものがあるか。	た歴史があり、人類の多年にわたる自由の獲得の努力によって得られた永久不可侵の権利であるから。 ・ドイツのヒトラーによるユダヤ人虐殺 ・日本の戦時中に、政府を批判するものは「非国民」として処罰されたこと MA  人権が国家権力に侵害された歴史があり、国家権力が人権を侵害することのないよう永久不可侵の権利として定めたため、憲法で国家権力を制限し、簡単に変えることができないようにしたから。
まとめ	立憲主義	・「立憲主義」について説明する。	・立憲主義とは、国家権力を制限するために憲法が定 められているという考え方であることを理解する。

# 4時間目

	学習内容	教師の指示や発問	生徒に習得させたい知識	
導入		・前回は憲法が国家権力を制限するという立憲主 義を学習したが、そもそも現在の憲法に問題点 は無いのか。	・憲法改正などの問題もあるため、問題点とみられる 条文がある。	
		日本国憲法のどこが問題点とし	して議論されているのだろうか。	
展開	問題点の把握	<ul><li>・どんなことが問題点として挙がっているのだろうか。教科書を使って考えよう。</li><li>・現在一番焦点になっているのはどの問題か。</li></ul>	・以下のような意見があること。 「憲法 9 条の第一項と第二項に自衛隊が違反する」 「時代とともに問題になっている環境権やプライ バシー保護の権利が明記されていない」 「憲法改正の条件が厳しすぎる」 「現在の憲法は GHQ に押し付けられた憲法だ」 ・憲法 9 条の改正論議	
	憲法9条改正	・憲法 9 条のどこが問題と主張しているのか。また、その主張に対し反対する人たちの主張はどんなことだろうか。教科書の資料から改憲派と護憲派の主張を調べよう。 ※政治的中立性を確保するため、論調の異なる資料を提示。 MA 憲法 9 条が現状の国際情勢に合っていないことや自衛隊の合憲性が不明確であること、「新しい人権」と呼ばれる規定が憲法にないこと、憲法改正の基準が厳しすぎることなどの意見があり、有識者の中でも意見が分かれ、議論が現在もなされている。	<ul> <li>○改憲派の理由</li> <li>・今の憲法だと「戦力を保持しない」ということが明記され、国民の多くが必要であると考える自衛隊が、合憲であることが明確に言えないため。</li> <li>・国際情勢が北朝鮮や中国などの圧力が増す中で、憲法9条の前文は周辺国に脅威がないことを前提としているため。</li> <li>○護憲派の理由</li> <li>・憲法改正は主体である国民から議論すべきであり、憲法を守るべき立場にいる政権担当者が自分の都合で憲法改正を提起すべきでないから。</li> <li>・憲法9条の改正により、近隣アジア諸国に不安と緊張をもたらすため</li> <li>・改正によって国民に国防協力義務が明記される可能性があるため。</li> <li>・国際情勢の変化から自衛力を持つべきという意見は喧嘩することと同じ幼稚な考え方で、9条の理念を主張し続けることが重要であるから。</li> </ul>	
まとめ		<ul> <li>・それらの主張を踏まえ、自分の考えを書こう。</li> <li>→全員の考えを集計し、クラスでの意見を共有。</li> <li>議論して判断を確定させるのではなく、考える契機として憲法改正の問題を提示。</li> <li>・憲法の中にも問題点があり、改正していくべきかについては、論議が必要であるが、完璧なルールはなく、憲法の主体である国民一人一人が意見を出してつくっていく必要があることを伝え、授業をまとめる。</li> </ul>	・省略  ・日本国憲法は、国家権力を制限するものであるが、 問題点も含んでおり、その改正について議論されて いるものもある。国民一人一人が意見を出し合い、 つくっていくものが憲法であることを理解する。	

## 上田理恵子・黒岩 義史

#### 〈授業資料〉

- ①淡路剛久他(2014)『最新現代社会』実教出版
- ②読売新聞[憲法考 自民党に聞く]自衛隊「合憲」まず明確に 保岡興治氏 (2017.06.23)東京朝刊
- ③読売新聞[憲法考 識者に聞く]「自衛隊」明記 国の義務 元防衛相 森本敏氏 (2017.05.25)東京朝刊
- ④ 法学館憲法研究所 『拝啓 安倍晋三様 あなたが「改憲」に前のめりになるのは筋が違いませんか?』 http://www.jicl.jp/kaiken/backnumber/20130415.html 2017年10月5日最終閲覧
- ⑤田村理(2007)『国家は僕らをまもらない 愛と自由の憲法論』朝日新書
- ⑥法教育推進協議会『はじめての法教育 Q&A』 (2007)p108 p146 ぎょうせい出版 資料 1 は日本国憲法の章立てを表にしたものである。

資料 2 は日本国憲法 第 10 章 最高法規(97 条 $\sim$ 99 条)の条文を記述したものである。